



運動やスポーツによるけがに気をつけましょう

平成23年中に運動やスポーツでけがをして病院受診または救急搬送された人は190人で、その内10代が120人となり、全体の約6割を占めています。特に、スポーツシーズンとなる5～6月にかけてけが人が増える傾向となっています。準備運動を念入りに行い、運動・スポーツを楽しみましょう。

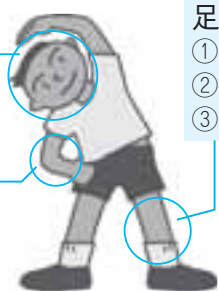
■主にけがをしている部位（190人中）

頭・顔（10%）

- ①骨折・疲労骨折
- ②擦り傷、切り傷
- ③打撲

腕（28.9%）

- ①骨折・疲労骨折
- ②打撲
- ③擦り傷、切り傷



足（39.5%）

- ①ねんざ
- ②擦り傷、切り傷
- ③骨折・疲労骨折

一緒に安全安心なまちづくりに取り組みませんか セーフコミュニティ領域別対策部会会員募集

市は安全・安心なまちづくりを進めるため、警察署員や消防署員、市民などで構成するセーフコミュニティ領域別対策部会を設置し、さまざまな問題や課題、対策について検討しています。あなたも参加してみませんか。

セーフコミュニティ対策部会（6部会）

- ①子どもと暴力・虐待 ②高齢者と暴力・虐待
- ③自殺・労働 ④交通事故
- ⑤防災 ⑥スポーツ・観光

対象 6月から11月まで3回
程度の会議に参加できるかた
定員 各部会とも2～3人程度
申し込み期限 6月1日(金)

申セーフコミュニティ推進室

☎ 6777



活発な意見を交わす対策部会会員ら

次回以降詳しく述べます。掛けた部分です（遺留分については次回以降詳しく述べます）。

Q) 財産の全部を長男に相続させる遺言を作成することはできますか。

A) 作成することは可能です。ただし、各相続人には遺言によっても侵されない取り分がどうしても残りま

Q) 私には妻と2人の子どもがおりますが、死後の争いを防ぐため、相続について何か事前にできることはないでしょうか。

☎ 6725

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説するコーナーです。今回は、「相続と遺言」について

法律相談

あなたの街の



Q) 遺言の種類と作成方法を教えてください。

A) 最も簡便な遺言として自筆証書遺言があり、遺言の全文、日付、氏名を必ず自筆し、押印して作成します。この方法は、費用が比較的安く、誰でも作成でき、内容を秘密にできるなどのメリットがあります。他方で、紛失などの恐れ、形式要件を充足しない場合は無効になり得ること、死亡後に必ず家庭裁判所の検認が必要なことなどに注意が必要です。このほかにポピュラーな方法として公正証書遺言があり、公証人と2名の証人の面前で遺言者が公証人へ遺言の内容を口授し、公証人から遺言者と証人へ遺言の内容を読み聞かせた上、遺言者と証人が遺言に署名押印して作成されます。一般的に高い信用性があり、無効になりにくく、公証人が遺言を保管するので紛失しにくいなどのメリットがあります。他方で、比較的費用がかかり、例えば八戸の公証人役場へ証人2名を連れて行って作成するなど手間もかかるなどの方法もあります。各遺言には、いずれもさまざまな特徴やメリット・デメリットがありますので、作成される前に弁護士へ相談することをお勧めします。

(文責・弁護士・鈴木陽大)